

昭和二十一年七月三十一日

事務囑託 島田惠治 

小樽經濟專門學校長大野純一殿



第八

號

裁定決定

七月三十一日

發送

七月三十一日



昭和二十一年七月三十一日起案

學校長



名件 御眞影奉安殿の撤去について

案示

年 月 日

校長

文部大臣宛

一三

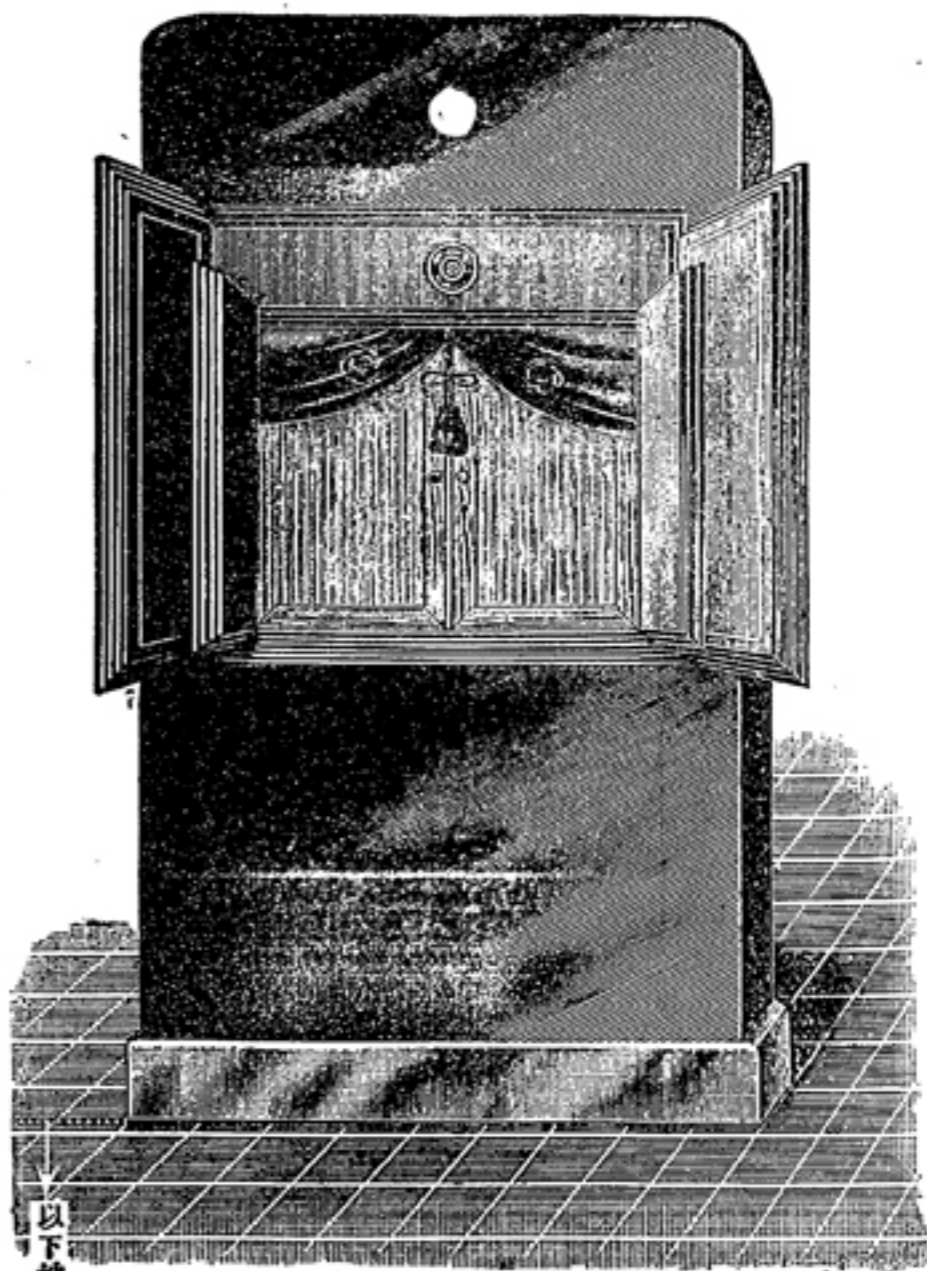
小樽經濟專門學校事務

御旨次第奉安殿の撤去について

標記のことについて發見學子二五の種を以て御通牒の次第了取致し申した、本校のは校舎内(校長室)に据付工事した別紙添附圖の如き地下装置の鋼鐵製のものであり、撤去困難であり申すのと、外觀が瓦とベント式金庫と同型のもので、鋼鐵と不燃材料で造られて居りますので、これを残存することとし、今後之を庫として使用致したいと思ひますから御旨取願ひます。
右報告致し申す。

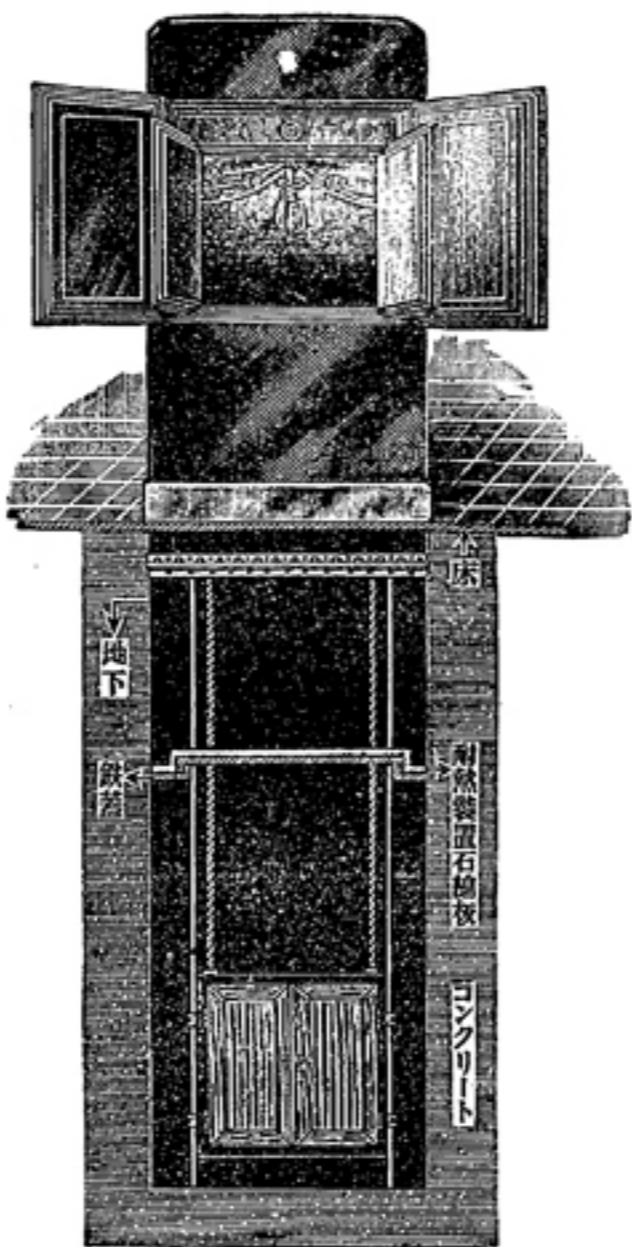
特許 第六五五七一號自動降下蓋閉保全装置

御眞影奉安庫



扉ヲ開キタル圖

文部省其他官衙諸學校御賞讃を受く



地下装置置
庫内奉安箱ノ下降セラル圖

種別	定價	奉安庫上部寸法		奉安庫地下室寸法		桐製奉安箱寸法		濕氣防止棺製額縁寸法	
		高さ	巾	高さ	巾	高さ	巾	高さ	巾
甲號	八五〇、〇〇	六〇 _R	三三 _R	八〇 _R	二八 _R	二二 _R	二〇 _R	九 _R	一四 _R
乙號	七五〇、〇〇	六〇	二八	六〇	一六	二二 _R	二〇 _R	九 _R	一四 _R

備考

- 一、運賃荷造掛付工事費等は買費を申受けます。
- 一、鋼鐵製奉安庫上部の裝飾に御希望の向は買費御下命に應じます。

特長

主なる要點

- 一、地下室を使用したること
- 一、庫内の奉安箱が自動的に地下室に降下すること
- 一、火災盗難等合理的に絶對安全なること
- 一、絶對に濕氣の浸透せざる特別装置あることであります

外觀

本器の外觀は殆どベント式金庫と同型で、幅三尺三寸、横二尺、地下の部分共全長十四尺

發字二五〇號

七月十一日

五二號

昭和二十一年六月二十九日

供出
校長



首席教授

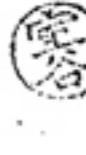


文部次官 山崎 勇

教務部長



文部次官



山崎 勇

地方 官立大 事務部長 木下



御眞影奉安殿の撤去について

このことについては、昨三十二年二月二十二日附發字九八號本年一月三十日附發字四九號で夫々通牒致しましたが、その取扱いについて今後左記の點を御了知の上適當に措置して下さい

記

一 校舎の外にある御眞影奉安殿は神社儀式をもつか否かの區別なく、教育上の考慮を十分拂ひつつすべて撤去すること。撤去が非常に困難なものではできるかぎり原形を止めないやうにすること。

二 校舎の内にあるものについては、撤去できるものは撤去し、撤去が困難でも金庫、倉庫等の他の目的に使用することが適當であるものに限る限り残存せしめ、その目的に使用すること。

三 以上の措置の結果は大学高等專門學校に於ては文部省その他の直接は地方長官が取纏め文部省に報告すること。